

習志野市水道料金のあり方に関する懇話会設置要綱

(設置)

第1条 習志野市の水道料金のあり方に関し、広く第三者の意見を聴取するため、習志野市水道料金のあり方に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 水道料金改定の必要性
- (2) 水道料金体系
- (3) 水道料金水準
- (4) その他水道料金に関する事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員6名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）により習志野市に設置された商工会議所の推薦による習志野市水道事業の需要家
 - (3) 一般公募による習志野市水道事業の需要家
 - (4) その他企業管理者が必要と認めた者
- 2 委員は企業管理者が委嘱する。
 - 3 委員の任期は令和6年6月30日までとする。
 - 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
 - 6 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
 - 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議に必要と認められるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の事務は、公営企画課が処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、企業管理者が別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和5年4月13日から施行する。

2 この訓令は、令和6年6月30日限り、その効力を失う。